

○消防用設備 (自動火災報知機や消火器) は点検と報告が必要です!

- 店舗は毎年、事務所や倉庫は3年毎に報告が必要です
- 対象は延べ面積1000㎡以上の防火対象物又は屋内階段が1つの特定防火対象物です
- 点検は消防設備士か消防設備点検資格者が行う必要があります
- 点検には6カ月に1回行う機器点検と1年に1回行う総合点検があります

点検機器



自動火災報知機 受信機



総合盤



スポット型感知器



消火器

- 報告書が提出されないと消防署の立入検査で指摘書を発行され、改修報告書と点検結果報告書の提出になります (罰則あり)

立入検査結果通知書

違反指摘書



改修報告書

点検結果報告書



●今月のマル得情報 火災発生時の正常動作維持のために点検をお勧めします 商品名 消防用設備の点検と報告

内容のご質問等については tel 0256-33-0222 担当：池田まで ホム-ム-ジ www.honmadenki.co.jp でハ ッカハ-もご覧になれます

特定防火対象物と非特定防火対象物 (1000 m²以上) 又は屋内階段が1つの特定防火対象物

	特定防火対象物 (毎年報告)	非特定防火対象物 (3年毎報告)
対象となる建物	1 劇場、映画館、演芸場または観覧場 公会堂または集会場	1 寄宿舍、下宿、 <u>共同住宅</u>
		2 学校
		3 図書館、博物館、美術館
	2 キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、その他これらに類するもの 遊技場またはダンスホール ファッションマッサージ、テレクラなどの 性風俗営業店舗等	4 公衆浴場(蒸気浴場、熱気浴場は除く)
		5 車輛の停車場、船舶または航空機の発着場
		6 神社、寺院、教会
		7 <u>工場、作業場</u>
	3 待合、料理店、その他これらに類するもの 飲食店	8 映画スタジオ、テレビスタジオ
		9 自動車車庫、駐車場
		10 航空機の格納庫
	4 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む <u>店舗</u> または展示場	11 <u>倉庫</u>
		12 <u>事務所</u> など(1～11に該当しない事業所)
	5 旅館、ホテル、宿泊所、その他これらに類するもの	13 複合用途防火対象物のうち、その一部が1～12に該当する用途に供されているもの
	6 病院、診療所または助産所 <u>老人福祉施設</u> 、有料老人ホーム、精神障害者社会復帰施設等 幼稚園、盲学校、ろう学校または養護学校	14 重要文化財等
7 公衆浴場のうち蒸気浴場、熱気浴場、その他これらに類するもの		
8 複合用途防火対象物のうち、その一部が1～7に該当する用途に供されているもの		
9 地下街		
収容人員	30人以上	50人以上